

サウジアラビア王国

(Kingdom of Saudi Arabia)

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵害の定義	7
4. 侵害の発見から解決までのフロー	15
5. 侵害に対する救済手段	21
6. 留意事項	28
7. その他の関連団体	30

1. 侵害対策関連法令

1.1 知的財産法

1.1.1 特許、集積回路配置、植物品種及び工業意匠法

Law of Patent, Layout Desings of Integrated Circuits, Plant Varieties and Industrial Designs (No. M/27 dated 29/05/1425H, September 6, 2004)

通商産業省(MCI)が管轄する産業財産の4つの権利保護に関する法律

特許 第2章 特許に関する特別規定
 第47条 特許侵害

集積回路配置 第3章 集積回路配置に関する特別規定
 第51条 集積回路配置侵害

植物新品種 第4章 植物新品種に関する特別規定
 第56条 植物新品種侵害

工業意匠 第5章 工業意匠に関する特別規定
 第60条 特許侵害

救済 第1章 一般規程
第34条 救済内容

1. 1. 2 商標法

Law of Trademark (No. M/21, 28/05/1423H, August 7, 2002)
通商産業省(MCI)が管轄する商標保護に関する法律

第3章 登録の効果

第21条 商標権者の権利

第9章 犯罪と刑罰

第43-46条 刑事上の救済

第48条 民事上の救済

第49条 暫定救済

1. 1. 3 著作権法

Copyright Law (No. M/41 dated 2/07/1424 H, August 30, 2003)
文化情報省が管轄する著作権保護に関する法律

第6章 侵害及び罰則

第21条 侵害

第22条 罰則

1. 2 商標及び著作権の知的財産権保護に関する税関手続き規則

Regulations of Border Procedures for Protection of Intellectual Property Rights
of Trademark and Copyrights (No. 1277 dated 15/05/1425H, July 3, 2004)
通商産業省(MCI)が管轄する税関手続きに関する規則であり、商標及び著作
権の知的財産権保護に関する手続きを規程

第5条 著作権侵害品の輸入差止

第6条 商標権侵害品の輸入差止

第11条 侵害品の廃棄

1. 3 商業詐欺撲滅法

The Anti-Commercial Fraud Law (No. M/11 dated 29/5/1404H, March 2, 1984)
通商産業省(MCI)が管轄する不正商品撲滅に関する法律であり、製品の品質、
数量、原産地などの虚偽、欺瞞のある商品の製造、販売や輸入などを規制

- 第 1 章 定義
- 第 2 条 侵害
- 第 4 章 刑罰
- 第 16-27 条 刑罰規程

1. 4 商号法

The Law of Trade Name
(No. M/15 dated 12/8/1420H, November 20, 1999, revised as No. 5713 dated 16/5/1429H, May 21, 2008)
通商産業省 (MCI) が管轄する商号登記に関する法律

- 第 1 条 商号登記義務
- 第 4 条 同一商号登記禁止
- 第 11 条 不正使用の場合の取消

1. 5 営業秘密の保護規則

Regulations for the Protection of Confidential Commercial Information
(Decision No. 50 dated 25/02/1426H, April 4, 2005)
通商産業省 (MCI) が管轄する営業秘密保護に関する法律であり、侵害者に対する訴訟による賠償を規定

- 第 8 条 侵害

1. 6 裁判関係法

・商事裁判所法

The Commercial Court Law (No. 32 dated 15/01/1350H, June 1, 1931, revised as No. 262, dated 26/11/1384 AH, May 13, 1964)

・苦情処理法

The Law of the Board of Grievances (No. M/51, 17 Rajab 1402, May 10, 1982, revised as No. M/78 dated 19/09/1428H, May 28, 2007)

なお、GCC 湾岸地域協力会議の特許法は既に発効しているが、商標法は規定を発表している段階であり、本稿作成時点では発効していない。

2. 侵害対策関係機関

2. 1 キングアブドゥルアジズ科学技術都市

サウジ特許局

The King Abdul-Aziz City for Science & Technology (KACST)

Saudi Patent Office (SPO)

住所: P.O Box 6086

Riyadh 11442

Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1-488-3344

Fax: +966-1-481-3830

Website: <http://www.kacst.edu.sa/en/innovation/patents/pages/about.aspx>

[特許、植物新品種、回路配置設計、及び意匠の出願申請登録手続き、関連機関との協力。キングアブドゥルアジズ科学技術都市技術開発機構の部門]

2. 2 商標局/企業局

The Department of Trademarks

The General Department of Companies

Department of Internal Trade

Ministry of Commerce and Industry

住所: PO Box 1774

Airport Road, Riyadh 11162

Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1-206-9449

Fax: +966-1-403-8421

Website: <http://www.mci.gov.sa/en/Pages/Default.aspx>

<http://mci.gov.sa/Agencies/InternalTrade/Departments/Pages/default.aspx>

[商標局は、商標出願の申請登録手続き、関連機関との協力。

企業局は、企業の設立及び商号の申請登記など]

2. 3 著作権総局

General Administration of Copyright

Ministry of Culture and Information

住所: P.O. Box 8752

Nasseriya Street, Riyadh 11161

Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1- 442 5324, ext. 111

Fax: +966-1-404-0087

[著作権登録申請手続き、関連機関との協力]

2. 4 湾岸アラブ諸国協力会議特許庁

Patent Office of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf (GCC)

住所: P.O. Box 340227

Riyadh 11333

Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1-982-9378/ 5-044-34896

Fax: +966-1-482-9600

Website: <http://www.gccpo.org/AboutUSEn.aspx>

[アラブ諸国全体の統一特許の出願登録手続き業務]

2. 5 サウジアラビア食品医薬品局

The Saudi Food & Drug Authority (SFDA)

The Council of Ministers

住所: North Highway Al Nafal Unit (1)

Riyadh 13312 - 6288

Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1-1203-8222

Fax: +966-1-1275-1164

Website: <http://www.sfda.gov.sa/en/about/Pages/overview.aspx>

[医薬品の登録機関、不正輸入医薬品のクリアランス業務]

2. 6 税関局

Saudi Customs

Ministry of Finance

住所: P.O Box : 3483

Riyadh 11197

Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1-203-8222

Fax: +966-1-275-1164

Website: <http://www.customs.gov.sa/>

[32の税関で輸出入の管理業務、商標と著作権の保護活動業務]

2. 7 最高裁判所

Supreme Court

住所: Al Hurrah, Al Olaya Street
Riyadh 12221
Kingdom of Saudi Arabia

電話: 公表なし

Fax: 公表なし

Website: —

[サウジアラビアの最高司法機関]

2. 8 リヤド第一審裁判所(行政及び商事裁判所)

Administrative & Commercial Court

住所: Morabba-Nasseriya Street,
Riyadh 11138
Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1-215-6215

Fax: +966-1-215-6464

Website: <http://www.bog.gov.sa/>

[リヤドの行政及び民刑事の第一審裁判所としての事件処理業務]

2. 9 検察院

Investigation & Public Prosecution Bureau

住所: P.O. Box 61832
Riyadh 11575
Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-11-462-9883

Fax: +966-11-462-8701

Website: <http://www.bip.gov.sa/>

[行政処罰や刑事事件を起案処理する業務]

2. 10 サウジアラビアネットワーク情報センター

Saudi Network Information Centre (SaudiNIC)

General directorate of Internet services

Communication and Information Technology Commission

住所: P. O. Box 75606
Riyadh 11588

Kingdom of Saudi Arabia

電話: +966-1-1263-9392

Fax: +966-1-1263-9393

Website: <http://nic.sa/en/>

[サウジアラビアのドメイン名管理業務、仲裁等を行わない]

3. 侵害の定義

3.1.1 特許

サウジアラビアでは、国内特許に加えて、サウジアラビアは湾岸アラブ協力会議(GCC)のメンバー国であり、GCC 特許の効果が及ぶ。GCC 特許法の規定は、ほぼ国内法と同一の規定であるので、ここでは国内特許に基づく説明とする。

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にサウジアラビア王国内で、特許、集積回路配置、植物品種及び工業意匠法(以下、特許意匠法という)第 47 条に規定される特許権者の権利とそれを実施する行為は侵害対象行為と見做される。なお、特許権者は実施許諾する権利を特許意匠法第 21 条で認められており、ライセンス登録することを第三者対抗要件とする。

特許意匠法第47条が規定する特許権者の禁止権の対象は、次の行為である。

- (a) 製品を製造する行為
- (b) 製品を販売する行為
- (c) 製品の販売の申出をする行為
- (d) 製品を使用する行為
- (e) 製品を輸入する行為
- (f) 方法を使用する行為、及びその方法で直接得られる製品に関する上記(a)から(e)の行為

注意すべき事項は下記の通りである。

- 先使用権が認められている(特許意匠法第20条)
- GCC(湾岸アラブ協力会議)特許も同様の規程(GCC特許法第12条)
なお、GCC はサウジアラビア、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦の6カ国により、ペルシャ湾岸諸国が一つの市場を形成し、協力し、その領域内での技術等の開発や移転の促進を図ることを目的として、1981年に締結された。

例外規定

- (1) 特許発明を、科学研究に関する非商業的目的で使用する行為
(特許意匠法第47条但し書)
- (2) パリ条約の同盟国の船舶が、一時的又は偶発的にサウジアラビア王国の領海内に入った場合、当該船舶の船体、機械、装置又は付属品であるかを問わず、当該船舶で必要とされることを条件に、特許製品や方法を使用する行為
- (3) パリ条約の同盟国に帰属する航空機又は車輛が、一時的に又は偶然にサウジアラビア王国内に入った場合、当該航空機又は車輛の製造又は操作において、当該航空機又は車輛で必要とされることを条件に、特許製品や方法を使用する行為
(以上、特許意匠法実施規則第47条)
- (4) 実験目的での使用
- (5) GCC協力会議諸国の領域に一時的に又は偶発的に入った輸送手段上で、その必要性から特許製品を使用する行為。なお、当該輸送手段の本体、機器、装置、機械、その他の付属品において用いられたか否かを問わない。
(以上、GCC特許法第14条)

保護期間： 出願日から 20 年間
(特許意匠法第19条)
実用新案に類似する制度はない

3. 1. 2 工業意匠

工業意匠登録権者の承諾なく、権利存続期間中にサウジアラビア王国内で、特許意匠法第 60 条に規定される工業意匠登録権者の権利とそれを実施する行為は、侵害対象行為と見做される。なお、工業意匠登録権者も実施許諾する権利を特許意匠法第 21 条で認められており、ライセンス登録することを第三者対抗要件とする。

特許意匠法第60条が規定する工業意匠登録権者の禁止権の対象は、次の行為である。

- (a) 製品を製造する行為
- (b) 製品を販売する行為
- (c) 製品を輸入する行為

注意すべき事項は次の通りである。

- 侵害は、登録意匠の全部或いは相当部分が複製された場合を言う(特許意匠法第60条)
- 工業意匠権は無審査登録である。

例外規定

(1)非商業的目的で使用する行為(特許意匠法第60条)

保護期間：出願日から10年間
(特許意匠法第19条)

3.1.3 集積回路配置

集積回路配置登録権者の承諾なく、権利存続期間中にサウジアラビア王国内で、特許意匠法第51条に規定される集積回路配置権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。なお、集積回路配置登録権者も実施許諾する権利を特許意匠法第21条で認められており、ライセンス登録することを第三者対抗要件とする。

特許意匠法第51条が規定する集積回路配置登録権者の禁止権の対象は、次の行為である。

- (a) 他の集積回路に組込むか或いは他の方法によるかに拘らず、当該回路配置全体或いはその独創的な部分を複製する行為
- (b) 集積回路配置或いは回路配置が組込まれた集積回路を輸入する行為
- (c) 集積回路配置或いは回路配置が組込まれた集積回路を販売する行為
- (d) 集積回路配置或いは回路配置が組込まれた集積回路を流通させる行為
- (g) 集積回路配置が組込まれた物品に関する、上記(b)から(d)の行為

注意すべき事項は下記の通りである。

- 独創的でない部分の複製使用は侵害に当たらない
- 知らずに或いは知るべき合理的理由がなく使用され取引された場合は、侵害と見做されない。未取引分については補償金の請求権がある(特許意匠法第53条)
- 先使用権が認められている(特許意匠法第20条)
- 集積回路配置は無審査登録である。

例外規定

- (1) 個人的な目的或いは研究、分析、教育若しくは評価等の科学的目的での行為(特許意匠法第51条)
- (2) 非商業的目的での実施行為
- (3) 第三者が独自に考案した同一或いは類似する回路配置
- (4) 第三者の分析若しくは評価に基づき設計された他の独創的な回路配置
(以上、特許意匠法第52条)

保護期間： 出願日から 10 年間、或いは最初の商業利用日から 10 年
但し、回路配置作成日から 15 年を超えない。
(特許意匠法第19条)

3. 1. 4 植物新品種

植物品種権登録者の承諾なく、権利存続期間中にサウジアラビア王国内で、特許意匠法第 56 条に規定される植物品種登録権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。なお、植物品種登録権者も実施許諾する権利を特許意匠法第 21 条で認められており、ライセンス登録することを第三者対抗要件とする。

特許意匠法第56条が規定する植物品種登録権者の禁止権の対象は、品種の増殖素材を利用する次の行為である。

- (a) 生産又は増殖
- (b) 増殖のための調整
- (c) 輸出
- (d) 輸入
- (e) 販売の申出、販売又はその他の営業活動
- (f) 上記(a)から(e)のいずれかを目的とする保管

注意すべき事項は下記の通りある。

- 侵害判断では、植物品種登録権者が合理的に保護されない場合、品種の増殖素材の不法な使用により得られた植物体の全体又は一部を含む当該品種の収穫物についての権利が含まれる
- 植物品種登録権者の権利は、植物品種の材料の生産、監視、販売、輸入及び輸出関係規制の措置の制限を受けない(特許意匠法第57条)
- 植物品種登録権者は、保護期間中に、関係機関の要請により保護品種或いはその遺伝子型の標本を提出する義務がある(特許意匠法第58条)
- 先使用権が認められている(特許意匠法第20条)

例外規定

- (1) 個人的な目的或いは非商業的目的での行為
- (2) 試験目的又は新品種を育成する目的
- (以上、特許意匠法第56条)

保護期間： 出願日から 20 年間
樹木については 25 年
(特許意匠法第19条)

3. 2 商標

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にサウジアラビア王国内で、商標法第 21 条に規定される商標権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。なお、商標権者には実施許諾する権利が商標法第 33 条で認められており、ライセンス登録することを第三者対抗要件とする。

商標法第21条が規定する商標権者の禁止権の対象は、次の行為である。

- (a) 同一或いは類似の商標を同一の商品やサービスに使用する行為
- (b) 同一或いは類似の商標を類似の商品やサービスに使用する行為
- (以上、商標法第21条)
- (c) 誤認させるように偽造や模倣、またそれらを使用する行為
- (d) 悪意を持って使用する行為
- (e) 侵害の事情を知りながら、侵害する商品の所持、販売或いは販売の申し出をする行為
- (f) 侵害の事情を知りながら、侵害するサービスを提供或いは提供の申し出をする行為
- (以上、商標法第43条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- 登録商標との虚偽表示や第 2 条に規定される法定非登録対象や公序良俗違反となる標章を使用する行為は刑事罰の対象となる(商標法第 43 条)
- 不使用により登録商標が取消される期間は5年間(商標法第25条)
- 提訴の時効は、犯罪の日から5年間(商標法第47条)

例外規定

- (1) 登録商標が有する特徴を含まない標識、記述、或いは説明図の公正な使

用は侵害の対象にならない(商標法第21条)

保護期間：登録日から10年間、以後10年ごとに更新可(商標法第22条)

3.3 著作権

著作権者の承諾なく、権利存続期間中にサウジアラビア王国内で、著作権法第8条に規定される著作者の有する人格権を侵害する行為を行った場合、侵害を構成すると見做される。なお、サウジアラビアは、2003年12月11日に文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締約国となり、2004年3月11日に発効しており、原著作者と二次的著作物の著作者も保護される。

著作権者の有する行為は、次の通りである。

- 著作物を自己に帰属させるか、匿名又は氏名を表示しないで著作物を発表する行為
 - 著作物侵害を申立て、当該侵害品から著作物の切除、或いは著作物に対する改変、追加、歪曲、変形その他の有害な行為を防止する行為
 - 裁量により、著作物に改変或いは切除を行う行為
 - 著作物の流通を停止させる行為
- (以上、著作権法第8条著作者人格権)
- 譲渡する行為(著作権法第11条)

著作権法が規定する著作権侵害の対象行為は、次の通りである。

- (a) 著作物の発行、所有権を虚偽表示する行為
 - (b) 著作物の内容、その性格、主題又は題名を変更する行為
 - (c) 製作者、発行人、或いは印刷者により著作物を重版する行為
 - (d) 著作権の消失をもたらすような情報又は電子的情報を除去する行為
 - (e) 著作物の原本の使用を保証する電子的保護コードの除去或いは破壊する行為
 - (f) 複製されたソフトウェアの使用、暗号化された放送番組の違法な手段による受信等不正手段による商業的利用をする行為
 - (g) 不正な手段での著作物の受信、送信手段による販売又はレンタルを目的として製作或いは輸入する行為
 - (h) 著作物の一部を複製するか写真撮影する行為
 - (i) 偽造、模倣又は不正に複製された著作物を輸入する行為
 - (j) 不正な複製物を補完する行為
- (以上、著作権法第21条)

著作権実施細則第11条は下記の侵害責任を規定している。

- ① 著作者の権利行使に影響を及ぼす、直接的或いは間接的な行為を行うことは責任がある。
- ② 偽造又は複製したコンピュータ・プログラム、音響又は視聴覚テープの所持、あるいは偽造プログラム、暗号解読したか類似する著作物を搭載した電子機器の保守などで会社の従業員が違反を犯した場合、会社にその故意又は過失があると立証された場合、その責任がある。
- ③ 違反を知らながら著作物の複製、販売、輸入、輸出、輸送、発行又は貸与を行う場合、その責任がある。

保護を受けない著作物

- 法令、裁判所の判決、行政機関の決定、国際協定及び全ての公式文書、並びにそれらの公式の翻訳
- 新聞、雑誌及び定期刊行物において発表されたもの、或いはニュース番組若しくはニュースに類似した番組で放送されたもの
- 思想、手順、作業方法、数学的概念、原理及び抽象的事実
(著作権法第4条)
- 著作権の保護範囲は以下のものに適用される。
 1. サウジアラビア王国内で初めて発行、製作、上演、又は展示された著作物
 2. 外国で初めて発行、製作、上演又は展示されたサウジアラビア人著作者の著作物
 3. 放送事業者、音響録音の製作者、及び実演者の著作物
 4. サウジアラビアが締約国である著作権保護のための国際的な協定又は条約に従って著作権が付与された著作物

例外規定

- (1) 私的使用のための著作物を複製する行為。ただしコンピュータソフトウェア、聴覚著作物及び視聴覚著作物を除く
- (2) 出典等を示して、他の著作物を引用する行為。新聞及び定期刊行物からの報道用の要約を含む
- (3) 商取引や営利目的でなく、限定された範囲で、原著作物の価値を損なうことなく、或いは原著作物が絶版や損傷していることを条件に、教育目的、又は、公共図書館若しくは非営利的文書センター用に一部又は二部の複製を作成する行為

- (4) 出典等を示して、新聞又は定期刊行物に掲載された時事問題に関する記事或いは類似の性格を有する放送著作物を引用若しくは複製する行為
- (5) 出典等を示して、時事問題の新聞又は定期刊行物の記事或いは類似の性質の放送著作物を転載若しくは複製する行為
- (6) 特定の範囲かつ出典等を示して、静止映像又は動画による時事問題の放送著作物を複製する行為
- (7) 著作者を示して、演説、講義、裁判手続又は公演など、公開の場で行われた作品や著作物を報道機関が複製する行為
- (8) 放送事業者が放送等の許可を受けた著作物を一時的に複数の録音・録画を製作する行為。ただし、製作の日から1年間又は合意した期間のみ。
- (9) 非商業的利用として、政府に所属する団体、公的法人の団体又は教育機関の劇団が、楽曲の演奏、演劇、実演又は上映をする行為
- (10) 出典を示して、教育用に発行された教科書、歴史、文学及び美術の著作物、図、絵画、デザイン又は地図から引用する行為
- (11) すでに撮影された特定の対象物や作品を撮影し、その写真を発行する行為。なお、すでに撮影された写真と同様の角度などの条件で再撮影した場合も含む。
- (12) 研究機関がその部内での使用のために又は研究調査者の必要から出典を示し学術的記事又は著作物の一部を引用する行為
- (13) コンピュータ・プログラムの原本を保護することを目的として、原本を所持している者のためにその予備の複製を一部作成する行為
(以上、著作権法第15条)
- (14) 公的機関が公共の利益において公表を許可する著作物
(著作権法第17条)

保護期間： 一般著作物	著作者の生存期間及びその死後 50 年間
共同著作物	同上、かつ最後の生存著作者の死後 50 年間
法人著作物	最初の発行日から 50 年間
匿名著作物	同上、なお 50 年の経過前に著作者が判明した場合、その死後 50 年間
聴覚著作物、視聴覚著作物、フィルム、合同著作物及びコンピュータ・プログラム	最初の発行日後 50 年間
応用美術又は写真著作物	最初の発行日から 25 年間
放送番組又は放送素材	最初の放送日から 20 年間
音響録音又は実演	最初の録音又は実演日から 50 年間
(著作権法第19条)	

4. 侵害の発見から解決までのフロー

サウジアラビアの 2012 年の実質 GDP 成長率は 6.8%、名目 GDP 成長率も 8.6%である。また、民間の GDP 成長率は 6.6%と、最終消費支出が経済成長を下支えしている。こうした好調な内需を背景に、2012 年の輸入は 5,835 億リアル(18.2%増、約 15 兆円)で、輸送機器は前年比 34.2%増、機械・電気機器も前年比 16.7%増と好調な経済成長が見られる。

最大の輸入相手国はアメリカと中国である。アメリカ、ドイツ、日本や韓国からは乗用車やトラックが、中国からは携帯電話機などが主要な輸入品となっている。(参考:1サウジアラビア・リアル:26 円、2013 年 10 月)



こうしたことから、サウジアラビアでの模倣品は高価なブランド品に加えて、自動車部品、事務機器やその消耗品、携帯電話、医薬品などが中心であり、国内での侵害品生産よりは、外国から流入ことが一般的である。日本からは機械や電気部品、建設資材、今後、食品類が増加するものと考えられる。

主要な流入ルートは、隣国のアラブ首長国連邦(UAE)から中国製模倣品や侵害品が持ち込まれていると言われているが、国土が広いために海路や周辺国から陸路での模倣品や侵害品(以下、侵害品という)の流入は避けられない状況である。サウジアラビア政府は、2009 年から税関対策を強化し、独自の検査体制と対策を実施し、効果を上げている。しかし、模倣品対策の制度設計が不足していることもあり、十分な対応ができていないという状況ではない。

ジェッタ商工会議所(The Jeddah Chamber of Commerce and Industry)は、2013 年初め、サウジアラビア王国国内での電気製品の侵害品の年間売上総額を 60 億リアル(約 1,560 億円)と発表している。

本物のステッカーが貼られたニセモノは主要都市の周辺で販売されているが、販売店がニセモノ販売をする理由の一つに、本物を



販売する際の 15%の収益に比べて、ニセモノ販売ではその 2 倍の収益があることも報告されている。また、サウジアラビアの経営者は、小売店の約 80%が侵害品を販売しており、顧客の約 20%が自宅で家電品のニセモノを使っているとの調査結果報告もある。

その他、地方の市場で医薬品を調査したところ、調査した医薬品の 20%がニセモノ医薬品であったとの調査結果が報じられた。これらは、2013 年に現地の新聞等で発表された状況である。いずれも、アメリカの自動車や事務機器関係の企業が被害にあった事例である。

4. 1 侵害の発見

サウジアラビアでの侵害品は、外国からの流入が多く、主要な市場で販売されていることが多いため、知的財産権者は現地での製品の販売やメンテナンスなどの機会、或いはディーラーや競合他社からの通報により発見するか、独自に市場での模倣品を調査することで発見することになる。

こうした報告を得た場合は、まず現地から侵害品の現物を入手する。現物が入手できない場合も多いため、侵害品やそのパッケージを撮影した写真、特に自社製品と比較し、識別できるような侵害品の当該部分を撮影した写真やそのコピーを入手する。併せて、販売資料のコピーや販売状況の報告も同時に入手する。

侵害品の市場調査を実施するには、現地で調査員を雇い、比較的広域にわたる市場での侵害品の販売状況を確認することで、侵害の状況やその範囲を確認することができる。

4. 2 証拠の収集

侵害品の証拠収集は、特定な市場全体をくまなく調査する、或いは特定な都市の数多くの市場を調査することで、侵害の規模やどの程度深刻な状況かを判断することができる。サウジアラビアで一つの市場調査を実施するには、1 週間から 2 週間程度で、80 から 100 店舗を確認する。複雑なケースでは 150 から 200 店舗を確認する。最近の事例では、アメリカの大手企業が国内の 1000 店舗を検証し、その 80%が侵害品を販売していた報告もある。



通常、調査員の調査報告は、訪問した販売店舗名及びその店舗で確認できた商品

や侵害の有無などの状況が含まれる。さらに、販売や在庫の数量などの情報も含まれる。そして、経験のある調査員がその調査全体を包括する報告書がつけられるので、市場での侵害実態の全体像や課題を把握することができる。また、調査員は、目的の調査活動に併せて、調査を実施した市場の各店舗から主要な輸入業者や流通業者を特定する作業もすることができる。こうした情報収集に成功すれば、調査会社は一般的に3から5の被疑侵害者となる輸入業者や流通業者を特定して、報告書に加える。

侵害品を証拠として購入する場合、次のような情報・資料も併せて入手する。

- (1) 写真などを含む販売店や侵害品の販売を特定できる店舗の情報
- (2) 侵害品を購入した領収書
- (3) チラシなどの関係書類

侵害品の入手では、侵害されている知的財産権が明確に立証できる侵害品を購入することが目的であるため、商標や著作権など侵害が明らかに立証できる証拠となるものを可能な限り収集することを心掛ける。

4.3 侵害者の特定

こうした侵害に関する調査では、侵害品の入手から侵害者を特定する作業には、現地の調査員が不可欠である。しかし、タイムリーな調査員の管理や指示の必要性から、経験のある現地の弁護士事務所に調査を委託することをお勧めする。

サウジアラビアでの権利行使は、輸入業者や流通業者を対象とすることが効果的であるために、侵害調査で得られた情報について、更に詳しい調査をすることになる。調査員による調査結果に対して、さらに追加調査を行い、次のような情報を得るようにする。

- ① 輸入業者や流通業者の法人登記情報或いは個人情報
- ② 輸入業者や流通業者の倉庫の情報
- ③ 輸入業者や流通業者の実際の所在地、看板
- ④ 輸入業者や流通業者の担当者或いは責任者の名前、可能であれば名刺など会社名と面会者を示すもの
- ⑤ 侵害品及び侵害品に使用されている商標
- ⑥ 侵害品サンプル
- ⑦ 輸入業者や流通業者からの領収書
- ⑧ 輸入業者や流通業者の案内書やチラシなどの販売証拠
- ⑨ 輸入業者や流通業者の取り扱い侵害品を販売する店舗情報

⑩ 輸入業者や流通業者が侵害品を入手している輸出元、製造元などの情報

なお、追加調査を行った場合は、調査を行った日付や場所の情報も得るようになる。

4.4 権利行使の判断

追加調査は場所や環境にもよるが、通常は 2 週間程度を要する。調査結果に応じて、どのような権利行使ができるかどうかを判断する。参考まで、サウジアラビアで外国企業が取得している知的財産権は下記の通りである。このように、外国企業が取得している知的財産権は商標中心であり、一般的には商標権や著作権を対象として活用することになる。

表 1: 外国からのサウジアラビア特許・意匠・商標出願及び登録件数推移

外国企業	出願					登録
	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2007-2011 年
特許	345	380	501	598	772	656
意匠	34	46	-	5	5	251
商標	2,178	1,592	1,661	2,082	2,426	9,037

注: 2009 年の意匠出願件数は不明(出典: WIPO 統計)

サウジアラビアで商標権がない場合、イスラム法に基づく国家であるためパッシンググオフなどの適用は受けられない。従って、権利行使はかなり難しいことを前提に、虚偽記載、表示違反に基づき商業詐欺撲滅法の規定による保護や権利行使が考えられるので、具体的な事情を現地弁護士に相談することを勧める。

著作権について、サウジアラビアは 2004 年にベルヌ条約に加盟しており、権利自体は発生主義で、日本での発生をもって、或いは譲渡をもって権利者となれる。サウジアラビアでの権利行使には、著作権登録やその他の要件は求めないことが原則であるが、著作権侵害の権利行使においては、その業務を担当する文化情報庁の関係委員会や税関から、著作権者であることの証明書の提出が求められる。このため、必要に応じて、サウジアラビアでの著作権登録証を取得することをお勧めする。なお、手続きに日本での著作権登録が求められることがあるので、著作権者であることを示す証拠については、注意が必要である。

ところで、下記の項目は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で検討や準備をするポイントである。

1. サウジアラビアでの適切な知的財産権の権利証書、対象商標が現状も有効であることを確認する。
2. 被疑侵害品が権利を侵害する判断、必要に応じて現地弁護士の鑑定書を入手する。
3. 被疑侵害品と真正品のそれぞれのサンプル
4. 被疑侵害品と真正品の比較文書で、見分けるための違いを説明する。
5. 被疑侵害者は誰を対象とするか、どのような救済を求めるのか、つまり行政措置と刑事告訴、民事訴訟による販売差止、また損害賠償の必要性を検討する。
6. 被疑侵害者の経営規模、侵害による被害規模の判断、権利行使の最終的な要否判断をする。
7. 現地の事件処理に必要な委任状などの全ての必要書類を正しく準備する。
8. 最後に、事件処理に使用する「被疑侵害者と侵害品に関する資料」を準備する。

サウジアラビアでの権利行使には、市場調査などの十分な事前対策が必要であることから、費用対効果、権利行使結果の確実性などにポイントを置いて、最終的な判断をする。

4.5 警告状

サウジアラビアでは警告書を送付することは権利行使の条件とはなっていないが、被疑侵害者に警告で済むことが想定できれば、警告状を送付する。しかし、警告書は輸入業者などに、知的財産権者が侵害に注目していることを通知することに繋がり、倉庫の変更、隠ぺい工作、逃亡などをされることがあるので、送付前に現地弁護士と相談し、十分に効果のある警告の方法を検討する。

警告状を送付する場合、その被疑侵害者を特定し、被疑侵害者名でその居所に発送する。その警告状に記載する事項は次の通りである。

- ① 知的財産権に関する情報、権利者と権利のつながりを示す。
- ② 侵害の事実、販売製品を特定する。
- ③ 侵害による法律上の処罰内容の説明
- ④ 被疑侵害者への要求、例えば、輸入や販売の停止
- ⑤ 警告状に対する応答期限

警告状の送付は、原則、現地弁護士を通じて送付する。警告状を発送してから2-3週間で一応の方向性ができるように、現地弁護士を通じて被疑侵害者に直接連絡をとるなどの対応が勧められる。侵害を否認するような場合や対応に消極的な場合は、

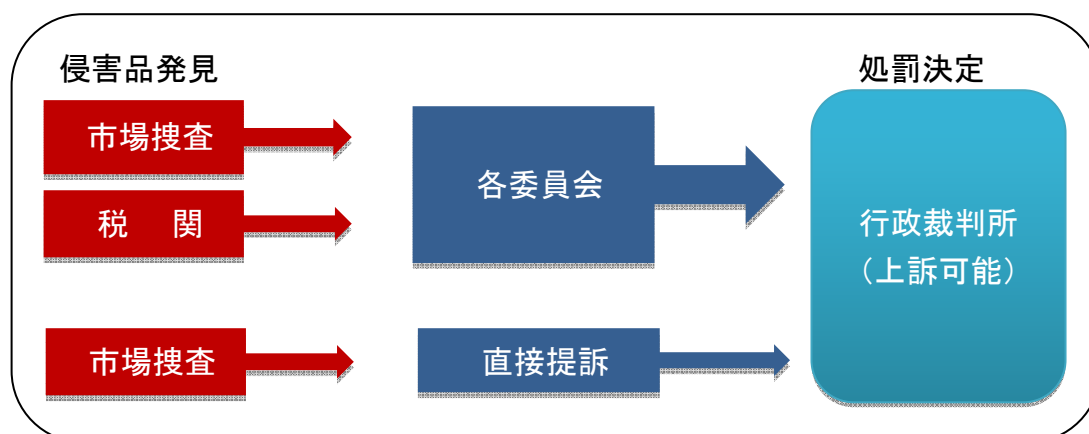
法的措置の開始を検討する。

警告により法的措置を理解し、和解に応じる場合、被疑侵害者は裁判所外での和解を求める可能性がある。そうした場合、知的財産権者が更なる権利行使をしないことを条件に、侵害品の引渡しや廃棄、販売停止、或いは入手ルートの情報開示に同意すること、また再犯しないことを確約する書面を求める。

4.6 侵害に対する法的措置

サウジアラビアの法的措置は、司法部の管轄のイスラム(Sharia、シャリーア)法廷で民事と刑事を対応する関係裁判所、及び国王直属の苦情処理庁(The Board of Grievances)或いは各省庁の関係委員会(Committee)が対応していたが、司法制度改革が2007年にされ、現在は各委員会に申立て、行政裁判所(従来の、苦情処理庁にあたる)に行政処分を請求することになる。

図1: サウジアラビアでの救済フロー



サウジアラビアでの知的財産権侵害訴訟については、各関係法律に損害賠償等の民事救済が規定されているが、司法制度が2007年に改正されてはいるものの、その経験が少ないこと、原告側で損害額を査定し立証できても、裁判手続きでは認定されることが難しいことなど、権利判断や侵害判断についての理解、判断、経験が少ないために、ほとんど裁判所での民刑事手続きがされていない事情がある。

したがって、サウジアラビアでの商標権や著作権の侵害についての法的措置は、関係当局に申立てるか、或いは税関に対する輸入差止の申立て、それらに引き続き各委員会や行政裁判所での処罰を請求することを検討する。

5. 侵害に対する救済手段

既に、4. 6項で説明したように、サウジアラビアでの知的財産権の権利行使やその救済は、市場での侵害発見、或いは税関による輸入差止後に、関係行政機関の委員会に対する申立や通報による行政裁判所での行政処罰の対応となる。従って、ここでは行政処罰を中心に説明し、民事及び刑事訴訟については制度設計と法律上の救済のみを紹介する。

サウジアラビアでの侵害事件は、侵害品の輸入とその販売による侵害が多いために、商標権侵害に対するレイドとそれに基づく行政処罰が選択され、この救済手段が短期間に成果が上がり、費用対効果があると評価され利用されている。ここでは、商標権侵害を中心に説明するが、他の知的財産権侵害においても関係官庁は異なるものの同様の対応となる。

表2: 権利種別ごとの処罰ルート

権利種別	侵害地	申立て先	提訴先	上告
特許権等 主に意匠	市場	科学技術都市(KACST) 特許委員会(The Saudi Patent Committee)	行政裁判所	上訴裁判所
商標権	市場 税関	通商産業省(MCI) 商業詐欺対策部 (The Anti-Commercial Fraud Department)	行政裁判所 (検察経由)	上訴裁判所
著作権	市場 税関	文化情報省(MC&I) 著作権総局 (The General Administration of Copyright)	文化情報省 長官が処分 決定	上訴裁判所

行政裁判所と各関係庁内の委員会の概要は次の通りである。

●行政裁判所(苦情処理庁)

基本法では、裁判所が全ての紛争と犯罪の処理を担当すると規定している。現在、行政裁判所は、リディア(Riyadh)、ダンマン(Dammam)及びジェッタ(Jeddah)にある。従来は、苦情処理庁がこの役割を果たした。苦情処理庁は、1988年に国王直属の機関であり、行政機関が当事者の一方となる係争や賄賂・偽造事件、諸外国が関係する事件を扱ってきており、現在も組織上存在している模様。

●各関係省内の委員会

係争にイスラム法が適用されない事件の場合、内務省、通商産業省、文化情報省、労働社会問題省等の関係する省庁が、それぞれ管轄する各委員会で扱っている。

特許:技術開発機構特許委員会 The Saudi Patent Committee/KAST

商標:通商産業省商業詐欺対策部 The Anti-Commercial Fraud Department

著作権:文化情報省著作権総局 The General Administration of Copyright

5.1 行政処罰

4. 3項で説明した侵害の実態調査は、追加調査の場所や環境にもよるが、通常は2週間程度を要する。その結果、行政処罰の対象となる被疑侵害者を特定し、侵害品が存在する状況で行政当局がレイドをかけられる状況であることが必要である。

こうした状況は、時には被疑侵害者が大量な在庫を所有していることが確認できたり、或いは大量な商品が入荷される予定を調査から知ることができたりする場合である。時には、十分な侵害品を所持している状況でないため、ダミーの注文をすることが必要となることも想定されるが、被疑侵害者の営業活動状況をモニターしながら、レイドのタイミングを計る必要がある。

レイドの申立においては次のような証拠や資料を提出する。

- サウジアラビアでの適切な知的財産権の権利証書(商標登録証)
- 委任状
- 侵害品と真正品のそれぞれのサンプル
- 侵害品と真正品の比較説明書とその声明
- 被疑侵害者の販売を示す領収書
- 被疑侵害者の法人情報
- 被疑侵害者の実際の店舗や倉庫の場所を示す情報

代理人は証拠の立証が可能な状況を受けて、通商産業省商業詐欺撲滅委員会の担当官に連絡をとり、レイドを申立てる。担当官は、申立を受けて、レイドの日程を決定する。日程調整は非常に重要であり、被疑侵害者が必ず一定量の侵害品を販売しているか、倉庫に保管している状況が条件となる。

レイド当日は、代理人や調査員は担当官と共に被疑侵害者の所在地を訪問し、担当官は侵害

図2:レイドの流れ



品の確認及び尋問取調べを行う。この間、調査員は担当官の作業を補助し、スムーズに決定、時には逮捕が同時に行われるように協力する。その後、レイド結果は、検察 (General Prosecutor) を通じて、行政裁判所に報告され、刑事処罰が決定される。なお、処罰は警察が同行して実施される。

なお、商標権者は暫定的救済措置として、侵害品を押収する手続きを通商産業省の商業詐欺撲滅委員会に請求することができる。この措置では、使用されている装置や機材、当該商標が使用された被疑侵害商品の差押えとその報告書が作成される。なお、商標権者は供託金を納めなければならない。この暫定救済措置を受けた場合には、10日以内に提訴することが条件となる。

ところで、商標権侵害の場合、被疑侵害者が登録商標を模倣したり真似したりして、類似する標章を使用することにより、被疑侵害者が非侵害を主張したり、担当官が侵害を認定できない場合、商事裁判所に提訴することになる。

一方、品質の悪い模倣品やニセモノが販売されている場合は、通商産業庁 (MCI) に直接通報するホットラインを活用することにより、処罰を行政機関に付託することができる。これは、2008年に商業詐欺撲滅委員会が設立され、現在は外局の消費者関連局 (センター) が対応している。

ホットラインはウェブサイトを用意されており、直接不正商品を扱う店舗情報などの必要事項を入力するだけで、センター側が対応を開始する。また、対応の進捗状況も確認することができる。対策が行われた処分先の情報はウェブ上に掲載され、閲覧することができる。

通報ホットライン窓口: 下記のサイトに直接アクセスする。

<http://eservices.mci.gov.sa/Eservices/Commerce/CommercialFraudForm.aspx>

通報内容: 下記の必要事項を記入する。

- ① 店舗名称
- ② 住所
- ③ 活動内容
- ④ 侵害実体の詳細な記載
- ⑤ 通報者氏名
- ⑥ 携帯電話番号
- ⑦ 電子メールアドレス

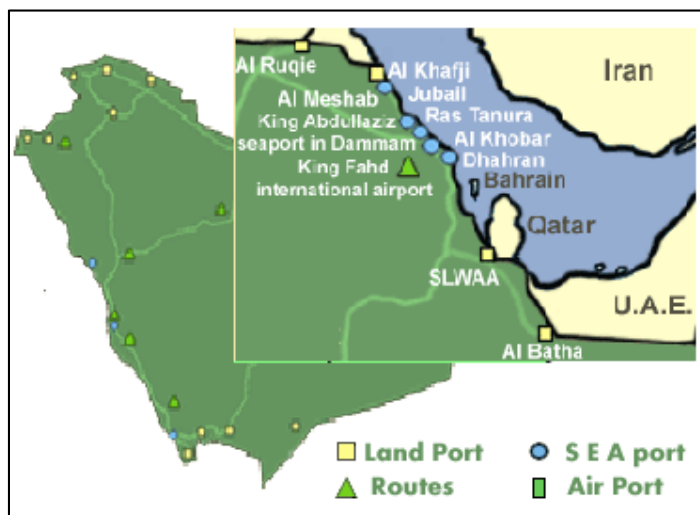
注意：外国語には対応していない。

5.2 税関取締

2005年の税関における知的財産権保護の措置法の導入を受けて、税関は商標権及び著作権を侵害する輸入貨物の取締りを開始した。

図3: サウジアラビアの税関配置(東部主要部)

税関での侵害調査は2つのルートがあり、職権捜査と権利者による申告捜査である。基本的に権利者への通知、侵害判断、輸入差止及び処分の手続きが取られる。



サウジアラビアの税関は図2に示されているように、広大なサウジアラビア王国全体に港湾、空港及び陸路基地の合計33カ所が配置されている。

税関は、主に、東部、北部、南部に配置されているが、東部地区には多くの税関が配置されていることがわかる。

表3. サウジアラビアの税関の所在地

港湾	空港	陸路基地	
Jeddah Islamic	King Abdulaziz	King Fahad Causeway	Dry port
King Abduliz	King Khalid	Halt Ammar	Salawa
Yanbu	Prince Mohamed	Batha	Ruqai
Jubail	King Fahad	Al Khafji	Twal
Ras Tanoorah	Taif	Khadar	Durah
Diba	Jawuf	Jadedat Arar	Turaif
Jaizan	Tabouk	Alab	Wadya
Fursan	Abha	Haditha	
(8 か所)	Qassim		(15 か所)
	Hail		(10 か所)

税関が行う職権捜査は税関の一定の検定計画に基づき、日々の輸入貨物に侵害品が含まれるかどうかを捜査する。一方、申告捜査は権利者による侵害品情報の提

供に基づき、輸入貨物が検査される。サウジアラビアの税関には、他国のように商標等の知的財産権の税関登録制度がない。そのため、特に商標権者は積極的に輸出入の関係情報、侵害品と真正品を見分ける情報などを提供することにより、税関での検挙率が上がり、侵害品の輸入を阻止することが期待できる。

商標権者は現地の代理人を指定して、税関との情報交換や情報提供を行うことがタイムリーな処理には不可欠である。現在、各税関では情報の共有がなされている。なお、税関への申告書類と注意点は次の通りである。

提供情報の例

- ① 委任状(商標権者から代理人へのもの)
- ② サウジアラビアでの登録商標一覧(すべての登録商標)
- ③ ホワイトリスト(サウジアラビアに限らず輸出入に関する認定輸出入業者、販売店、工場などの一覧)
- ④ サウジアラビア内の権利者やライセンシーの工場、倉庫などの一覧
- ⑤ 真正品と侵害品の見分け方説明書
- ⑥ その他、真正品に関する特徴点の説明書

これらの書類をすべて提出する必要はないが、税関職員が侵害品を発見しやすくするためや真正品が留置されないようにするためには重要な情報である。例えば、権利者が工場を持っていない国や地域から対象製品が発送されたような場合、税関職員は侵害品と判断できることに繋がるのである。

サウジアラビア税関は、一応の証拠があれば、職権で商標権や著作権の被疑侵害品を差止める権限を有している。税関での侵害品の差止にかかる手続きは次のようなステップとなる。

被疑侵害品を発見した税関は、輸入品のサンプルを担当官庁に提出する。商標権は通産産業省、著作権は文化情報省である。担当官庁の当局が侵害と判断した場合、税関にその旨を通知し、通関停止を指示する。併せて、知的財産権者及び輸入業者にその通関停止の事情を通知する。

商標権者(通常はその現地代理人)及び輸入業者は決定内容を確認或いは異議を申立てるために、輸入貨物からサンプルを見ることができる。税関は商標権者に無償で侵害の有無を確認するための関係情報の提供を求めることができる。

侵害を確認した商標権者は、通商産業省の商業詐欺対策部及び行政裁判所に登録商標等の権利者証拠を提出して、商標法に基づく侵害品に対する輸入差止命令等の発行を請求する。なお、商標権者には担保金の支払いが求められる。差止命令を受けて、税関は輸入差止を行う。侵害による処分が決定した場合、税関は当該貨物の没収と廃棄をする権限が与えられており、商標をはずして、販売されるような措置が取られる。

なお、関係当事者は 10 日以内に、提訴或いは決定取消の手続きを行わなければならない。商標権者が民刑事で提訴をしない場合、当該貨物は輸入されることになる。

著作権侵害についても同様の手続きとなるが、担当官庁の文化情報省長官が著作権侵害の有無と処罰を決定する。

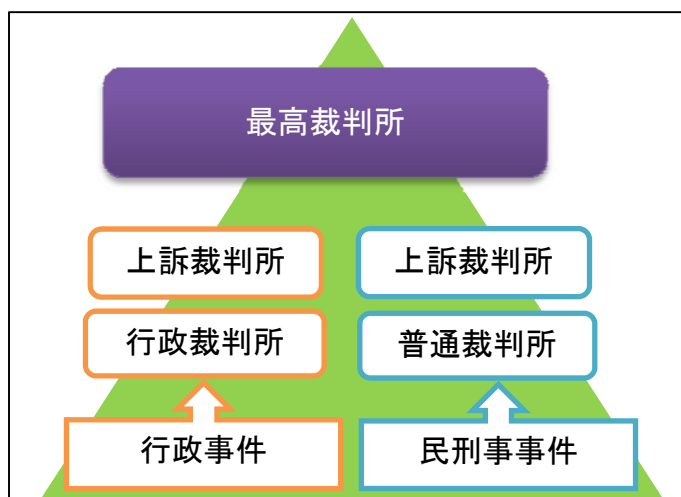
5.3 民事・刑事訴訟

サウジアラビアの法的措置は、司法部の管轄のイスラム (Sharia、シャリーア) 法に基づき関係裁判所が対応する。サウジアラビアでは、諸外国と同じような民法や商法にあたる法律ではなく、イスラム法に基づき、国王のもとに統轄されている。

サウジアラビアの法制度は、コーラン(イスラム教の聖典)とスンナ(預言者ムハンマドによる信徒の規範となる慣行、範例)を基盤としており、サウジアラビア政府の権限は 1992 年に制定された国家基本法に基づいている。そして、これ以下に参照される法源は、イジュマー(イスラム共同体の合意)、キヤース(法学者による解釈)及びサウジアラビア王国の慣習及び伝統となる。こうしたイスラム法に基づく社会の下に法令、行政令、手続法、及び国際条約が運用上加わるのである。

サウジアラビアの裁判所は、裁判法で規定されており、2007 年 10 月の国王令により、現在は最高裁判所、上訴裁判所、普通裁判所の三審制を採用している。そして、第一審の普通裁判所及び第二審の控訴裁判所には、それぞれ、労働廷、商事廷、刑事廷、私訴廷、及び一般廷が配置されている。参考まで、従来の司法制度では、上訴

図4: サウジアラビア司法制度



裁判所2カ所、第一審の一般裁判所265カ所、簡易裁判所22カ所が配置され、これらの裁判所は民事及び刑事事件を同時に処理していた。改正後は、行政関係でも三審制が導入され、それぞれ懲戒廷、行政廷、補助廷及び特別廷が配置され、行政事件の上訴が可能となっている。

各知的財産権の救済内容は下記の通りである。(参考:1サウジアラビア・リアル:26円、2013年10月)

● 特許権侵害(特許、集積回路配置、植物品種及び工業意匠)の救済内容

- | | |
|------|---|
| 民事救済 | 1. 損害賠償
2. 侵害差止 |
| 刑事救済 | 1. 罰金 10万リアル以下、再犯の場合その2倍を限度
2. 禁固 委員会の決定による
(特許意匠法第34条) |

上記以外の法令違反

- | | |
|------|--|
| 刑事救済 | 罰金 5万リアル以下、再犯の場合その2倍を限度
(特許意匠法第34条) |
|------|--|

*GCC 特許にも国内法を適用する。

● 商標権侵害の救済内容 (*GCC 商標は未発効で対象外)

(1) 登録商標の侵害

- | | |
|------|---|
| 民事救済 | 1. 損害賠償
2. 販売差止 |
| 刑事救済 | 1. 罰金 5万以上 100万リアル以下
2. 禁固 1年以下
(商標法第43条) |

(2) 未登録商標の侵害

- | | |
|------|--|
| 民事救済 | 1. 損害賠償
2. 販売差止 |
| 刑事救済 | 1. 罰金 2万以上 25万リアル以下
2. 禁固 1年以下
(商標法第44条) |

(3) 常習犯(商標法の犯罪を3年以内に再犯したもの)

刑事救済 決定された最も高い刑罰の 2 倍を超えない刑罰
会社の場合、15 日以上 6 か月以下の閉鎖
(商標法第 45 条)

● 著作権の救済内容

民事救済 1. 損害賠償
2. 侵害差止、没収

刑事救済 1. 罰金 25 万リアル以下、再犯の場合その 2 倍を限度
2. 禁固 6 か月以下
3. 警告
4. 会社の場合、2 か月以下の閉鎖、再犯の場合その
2 倍を限度
(著作権法第 22 条)

5. 4 その他の紛争処理

サウジアラビアでの国内仲裁は、管轄権を有する商事裁判所が監督することになる。仲裁を請求する場合、仲裁申立書を裁判所に提出し、裁判所は他方当事者に出頭命令をする。両当事者による 2 名の仲裁人の任命、仲裁人は仲裁裁判長を任命する。両当事者が作成した仲裁付託書に裁判所が押印・承認する手続きとなり、仲裁審理が行われる。

外国人はサウジアラビア国外での紛争解決手続を行うことを望み、サウジアラビア法に基づかない外国での仲裁の場合、失効が確実に行われるように、イスラム教徒からなる裁判所での仲裁を確認する手続きが推奨される。

なお、サウジアラビアは 1994 年に、1958 年の「外国仲裁判断の承認および執行に関する国連条約」の締約国である。しかし、サウジアラビア国内で外国仲裁判断を執行する場合、外国の判決や仲裁を執行する権限を有する苦情処理庁(現在は、商事裁判所)が対応に積極的でないことに注意する必要がある。

6. 留 意 事 項

(1) サウジアラビアで知的財産権、特に商標権が確実に取得できていること、そして、そ

の権利範囲が確かに対象となる侵害品をカバーしていることを必ず確認する。また、権利者の名義や住所変更されている場合があるので、権利行使前に必ず必要な変更手続きを行う。

- (2) 周知商標を含む未登録商標に関する権利は、実質的に権利行使をすることができない。なお、図形商標については、意匠権或いは著作権として権利化し、権利行使をする対応がある。
- (3) サウジアラビアでは、商業詐欺撲滅法(The Anti-Commercial Fraud Law)に基づく、不正商品の取り締まりを通商産業省の品質管理局に申立てることが効果的な場合がある。同法が適用されると、罰則として、5000-10万リアル(約1000万円)の罰金、7-90日の営業停止処分が出されることになるので、活用を検討する。
- (4) 製品が食品や医薬品である場合は、サウジアラビア食品医薬品局に申出ることにより、別の観点から輸入の差止ができる可能性があるため、その対応を検討する。
- (5) サウジアラビアの税関と関係者と侵害品の情報交換を行い、侵害品の確実な輸入差止につなげるよう、相互に良好な関係を構築する。なお、税関での輸入差止には、現地代理人の協力及び供託金(ボンド)が必要であり、コストがかかることを予定する。
- (6) サウジアラビアの税関が世界税関機構(WCO)と共同で侵害品対策を行うことがあるため、そうした不規則の活動であるが、効果のある活動の利用を検討する。
- (7) サウジアラビアの代理店や専門店に対する知的財産権の存在、侵害した場合の刑罰などの教育を行い、模倣品や海賊版の抑止につなげる。
- (8) サウジアラビアでは、現地の代理人は法的手続きをするため、ライセンスを取得した弁護士を選定が重要である。政府機関や裁判所での手続きは特に厳しく、外国の弁護士等は活動できない。従って、ある程度費用はかかるが十分な経験のある弁護士を選定が求められる。
- (9) 侵害行為によっては、サウジアラビア特有のイスラム法に基づく判断がなされる場合があるので、必要に応じて信頼できる現地の弁護士に説明を求める。

7. その他の関連団体

特記すべき関連団体はない。